

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第92号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行情）答申第103号）

事件名：知的障害の特性が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「知的障害の特性が記載されている文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「＜平成29年＞障害者の雇用状況と支援（当局作成のもの）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月20日付け愛労発安1020第6号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書が特定されていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月21日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「知的障害の特性が記載されている文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、対象行政文書を特定し、その全部を開示した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

本件審査請求に係る開示請求は、「知的障害の特性が記載されている文

書」の開示を求めるものであるところ、処分庁において、本件対象行政文書として、「＜平成29年＞障害者の雇用状況と支援」（愛知労働局職業対策課作成）を特定した。本件対象文書は、事業主の障害者雇用に対する理解を深めることを目的に作成されたものであり、当該行政文書においては「障害者雇用の基礎知識」の項目の中で、身体障害、知的障害及び精神障害等の障害者種別ごとにその障害特性を記載している。

したがって、本件対象行政文書に審査請求人が開示を求める「知的障害の特性」が記載されていることは明らかであり、対象行政文書の特定は妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「審査請求に係る行政文書を特定していない」として原処分の取消しを求めているが、その具体的な論拠は示されておらず、本件対象行政文書の特定については、上記3のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月19日 審議
- ④ 同年6月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に係る行政文書が特定されていないとして、原処分を取り消すべきとしている。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、諮問庁の理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 本件審査請求に係る開示請求は、「知的障害の特性が記載されている文書」の開示を求めるものであり、処分庁において、本件対象文書として、「＜平成29年＞障害者の雇用状況と支援」（愛知労働局職

業対策課作成)を特定した。

イ 愛知労働局では、知的障害者も含めた障害者雇用に関する事業主への支援策に係る業務等を行っており、本件対象文書は、その一環として、事業主の障害者雇用に対する理解を深めることを目的に作成されたものである。

ウ 本件対象文書においては、事業主に障害の特性を理解してもらうため、「障害者雇用の基礎知識」の項目の中で、身体障害、精神障害とともに、知的障害について、その障害特性を記載している。

エ したがって、本件対象文書に審査請求人が開示を求める「知的障害の特性」が記載されていることは明らかである。

オ また、「知的障害の特性」が記載された文書については、愛知労働局において、組織的に用いるものとして、職員が職務上作成し、又は取得した文書としては、本件対象文書以外には保有していない。

カ したがって、本件対象文書の特定は妥当である。

(2) 当審査会において、諮問書に添付されている本件対象文書の写しを確認したところ、諮問庁の説明のとおり、愛知労働局職業対策課が事業主の障害者雇用に対する理解を深めることを目的に作成した文書である「〈平成29年〉障害者の雇用状況と支援」において、「障害者雇用の基礎知識」の項目の中で、知的障害の障害特性が記載されていることが認められ、本件対象文書を特定したことは妥当であるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、愛知労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子